

要望書について（回答）

- 提出者：倉吉小売酒販組合
- 受付日：令和3年6月18日
- 回答日：令和3年7月30日

- 1 「地方創生臨時交付金」を活用した酒類販売事業者への支援金が速やかに実行されるよう強く要望します。

【回答：商工観光課 Tel 22-8158】

倉吉市を含む鳥取県中部地区は、過年度において、旅行客の5割以上が緊急事態措置地域又はまん延防止等重点措置地域（以下「対象地域」といいます。）から来訪していることから、対象地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けているとされ、国が行う月次支援金の支給対象地域に認められております。

この緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により、令和3年4月から6月までのひと月の売上げが令和元年又は令和2年の同月と比べて50%以上減少している場合に月次支援金が支給されます。さらに、鳥取県が月次支援金の売上減少の支給緩和を行った場合に「協力要請推進枠」を活用した支援金が支給されます。しかし、鳥取県においては、売上減少の要件緩和は行われていないため、地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」を活用した支援金の支給はされておられません。

一方、鳥取県では、事業継続を支援するため、新型コロナウイルスの影響により、令和3年1月から5月までの任意の3か月の事業収入（売上）の平均額が令和元年又は令和2年の同平均額と比較して30%以上減少している事業者様に対して、平均の売上規模に応じたコロナ禍打破特別応援金を支給しております。そちらをご利用いただきますようお願いいたします。

- 2 従業員の雇用・営業継続のため売上げ規模に応じた支援金の増額を強く要望します。

【回答：商工観光課 Tel 22-8158】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、観光関連業種を中心として依然厳しい状況が続いていることから、本年6月補正予算において、現行制度（令和3年のひと月あたりの売上げが前年または前々年と比較して50%以上減少した事業者への一時給付金制度「倉吉版経営持続化支援事業／一般支援及び特別支援型」）に新たに「経費支援型」を加えて支援することとなりました。

【倉吉版経営持続化支援事業／経費支援型】概要

内容：令和3年1月～12月においてひと月あたりの売上が前年または前々年と比べ50%以上減少した又は1,000万円以上減少した場合にその月において事業継続のために要した家賃・光熱水費・人件費等の事業経費を支援する。

対象：飲食・宿泊サービス業、卸売・小売業、生活関連サービス業、観光関連業種

支援：補助率：10/10、上限：1店舗あたり10万円かつ1事業者あたり30万円

さらに、貴組合をはじめ市内事業者等から要望のあった要件の緩和に対し検討した結果、7月補正予算として「その他支援型」を加えて支援することとなりました。

申込み方法など詳細は準備ができ次第改めてご案内しますので、会員の皆様に周知方よろしくようお願い申し上げます。

【倉吉版経営持続化支援事業費交付金／その他支援型】概要

内容：令和3年1～12月の間で、ひと月の売上が前年または前々年の同月に比べ「30%以上50%未満」減少した者への一律支援

対象：全業種

支援：個人事業者10万円、法人20万円